

謀慮折衝の裡に年明け

「健保」医療給付並に開始

當事者は慎重誠意を説き
斯界尙ほ不安の跡絶たず

医療給付開始さる

愈々、今日といふ今日から健康保
險法に依る医療給付が開始される。
大正十一年四月二十二日附法律第七
十號を以て公布せられてより日を
開みすること實に四年と八ヶ月餘。
準備の時間が短かつたとは如何にし
ても云へぬ譯であるが、果たして然
らば、本日より保險醫として三萬九千
の同業者諸君が、一齊に新任務を帯
びて些の不備も遺漏もないであら
うか否か。

準備は不十分か？

改めて説く迄もなく、事は萬人等
しく口にする通り、未驗の社會施設
である。殊に、日本醫師會が、總會
の決議を以て覺書案、契約案を決し、
而して後調印を了してより未だ漸
く六旬、日時の経過長しといふ譯に
行かぬ。爲めに「日醫」幹部の大重
活動も保險醫に對する諸般の指導は
尙ほ事實上不徹底の感は免れぬと云
はれやう。然かし決して責むべき性
質のものに非ざることは勿論、總て
「日醫」を構成する保險醫諸君の熱誠
に依り、實務の熟練と共に日ならず
して解決することであらう。

未曾有の大責任

斯界は日本醫師會の威力を以て
年來の主張を貫徹し、政府をして所

謂團體自由選擇主義を採用せしめ、
進んで醫療を請負ふた。此間の経緯
は吾人の眼に熟し切つたことである
が退いて今日、醫師會は幾多効果を
擧げて主張し來つた事に對し公人と
して充分なる責を果たさねばなら
ぬ。他面労働階級の思想的傾向に留
意しては對策を寸刻も怠つてはなら
ぬ。更に政府が此の社會施設を機會
に醫師會乃至醫業制度に對し、何等
か畫策する所なきや否やをも監視せ
ねばならぬ。内に治め、外に對し其
の責任の重且大なる未だ會つて見ざ
る所云はねばならぬ。而して此の
責任を負ふ所のものは、幹部に非ず、
會に非ず、實に個々の醫人に外なら
ぬのである。

避くる能はざる者

方今の世相に於て社會施設の重要
なる分擔を爲すことは、醫師として
奉仕にも非ず名譽にも非ず乃至義務
にも非ずして、只避くる能はざる者
であるとの觀念が漸く行はるゝので
ある。然らば、決心して善處するに
如かずといふ外はない。議論は既に
して無用に近づきつゝある。運用の
方法に就て實務の開始せらるゝと共
に一層遺憾なきを期し度いものであ
る。本誌が記念すべき此の新年の第
一號に北島日本醫師會理事長、湯澤
社會局保險部長、古瀬社會局保險部
醫療課長に乞ふて極めて適切な所
感を求め他面保險醫として實務に當
る人々の聲を採録したのも、全く「健

健康保險實施に直面して

醫學博士 北島 多一

互譲と誠意に依り
有終の美を期せむ

健康保險の療養給付は、政府と日
本醫師會との契約に依りて、醫師會
に於て引請くることとなつた。此の
契約に依て醫師會は多年主張した團
體自由選擇主義の貫徹したのを喜ば
ざるを得ぬ。又被保險者は之に依て
醫師の自由選擇の利益を享受する事
を得、又政府は保險經濟の安定と醫
師監督の煩を軽減することを得た。
斯の如く此契約は三方面より見るも
相當利便あるもので、之を諸外國に
於ける健康保險の醫療制度と比較す
るに遙に優れたものと認められる。
之れは各國に於ける從來の歴史と得
失に鑑みて、慎重に考究された爲め
と我國に於ける醫師會の組織が、遙
に優越なるに由るものである。我
國の如く郡市區醫師會より府縣醫師
會、次で日本醫師會と系統的の醫師
會を設け、且つ公法人として強固な
團體をなすものは、他國に於ては見
るを得ざる所のもので、醫師會の發
達が此契約を爲す資格と實力とを得
たる所以であつて、此點は我々の大
に愉快とする所である。而して、此
療養給付の方法は如何に善である
云つても、之を實施して良好の結果
を得るものでなければ、之れは畫け
る紙上の肉で何の價する所もない。
此實施に當つて、其の運用の如何を

「保」深憂の微衷に外ならぬ。
尙ほ、愈々實務の開始に依つて生
ずべき諸問題に就ては、社會局、日
本醫師會方面に質すは勿論、保險醫

諸君と共に本誌は重大なる使命に生
くべく、次號以下續々報せられる所
あらう。

團體自治の訓練と
醫權尊重を高調す

然し、醫師中には此契約を以て被
保險者に如何なる場合にても、如
何なる時にても、診療の強制を受け
又は受けんぞするもの、如く解する
者あるは誤解である。契約書を見れ
ば明かな如く、醫師會は一般的に診
療を引請けたるものであつて醫師は
各其の現在爲しつゝある診療業務の
状態に於て診療することであるは
勿論で、唯の普通患者と差別的待遇
を爲さざることを約束せるものであ
る。故に被保險者に對して普通患者
よりも特別優遇を爲さねばならぬ義
務はない。例之は診療の日を定めた

る醫師は其の日以外には他の患者を
診せると同じく被保險者を診せざるは
當然である。若し之に由て不應招問
題を起すとすれば、之は他の患者よ
りも同様の非難を起し得ることであ
つて、健康保險醫たるものと否とに關
するものではない、是等の點は能く考
慮すれば自から明瞭するであらう。
要するに、實施の初に於ては互に不
明や誤解より幾多の紛議を生ずるこ
ともあるべく、多少の非難攻撃のあ
ることをも覺悟せねばならぬ。而し
て是等は時と共に互に相諒解して、
行くべき所に達するもの三信じて居
る。

尙ほ經濟上の點は最も重大な問題
で、點數計算の方法につき一點當り
の單價が相當の價格でなければ到底
療養給付の圓滿なる發達は困難であ
る。之も亦醫師各自の注意と自制に
俟つべきものであつて、唯々自己の
點數の多からんことを望むが如き弊
を生ぜんか、到底所期の結果を見る
ことを得ぬであらう。此の一點當り
の單價が幾何なるかは、人の見る所
に依つて非常に差あるが如く最も興
味ある問題である。而して、郡市
醫師會、道府縣醫師會が其の點數を
査定するに嚴正公平ならんことを願
はざるを得ぬ。此の爲め多少の問題
の惹起や犠牲者の出るは止むを得ざ
る所であらう。

保險組合との對策
試金石上の醫師會

健康保險の療養給付に就ては對政
府と同様に最も重大なる問題である
組合は自から病院其の他診療の設備
を有するものもあつて、其の事情は
一樣でないが、醫師會と契約して團
體自由選擇の方法を探るを利益なり
と認むる傾向あるは喜ばしき現象と
思ふ。